

## 函館市感染症患者の医療等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「政令」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「省令」という。）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(医師の届出等)

第2条 法第12条第1項の規定による発生届が法定期限を越えて届出された場合は、遅延理由を説明する書類を添付するものとする。

(病院管理者の届出等)

第3条 法第53条の11第1項の規定による結核患者の入退院の届出は、別記第1号様式により行うものとし、法定期限を越えて届出された場合は、遅延理由を説明する書類を添付するものとする。

(病原体を保有していないことの通知)

第4条 法第22条第2項（法第26条の規定において準用する場合を含む。）の規定による入院患者が病原体を保有していないことまたは症状が消失したことを確認したときの通知は、結核以外の感染症の場合は別記第2号様式によるものとし、結核の場合は別記第3号様式によるものとする。

(結核治療終了の届出)

第5条 結核患者の治療を終了したときの届出は、別記第4号様式によるものとする。

(就業制限)

第6条 法第18条の規定による通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(入院勧告)

第7条 法第19条第1項（法第26条および第26条の2の規定において準用する場合を含む。）の規定による入院勧告は、別記第6号様式により行うものとする。

2 前項の入院勧告を行った患者に対し、法第20条第1項（法第26条および第26条の2の規定において準用する場合を含む。）の規定による入院（延長）勧告を行う場合は、別記第7号様式により行うものとする。

(費用負担の申請)

第8条 法第37条の規定による費用負担申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 結核患者以外 別記第8号様式

(2) 結核患者 別記第9号様式

2 法第37条の2の規定による費用負担申請は、別記第9号様式により行うものとする。ただし、骨関節結核の装具療法用装具料に要する費用負担申請を除く。

3 骨関節結核の装具療法用装具料に要する費用負担申請は別記第10号様式により行うものとする。

(費用負担の決定)

第9条 法第37条の規定による費用負担の決定をしたときは、市長は当該患者に別記第11号様式の患者票を交付することにより、費用負担の決定通知を行うものとする。

2 法第37条の2の規定による費用負担の決定をしたときは、市長は当該患者に別記第12号様式の患者票を交付するものとし、不承認の決定をしたときは、別記第13号様式の通知書を交付するものとする。

(療養費の申請)

第10条 法第42条の規定による療養費の支給申請は別記第14号様式により行うものとする。

(患者の病院又は診療所の変更届出)

第11条 省令第20条の3第5項の規定による医療機関変更に係る届

出は、別記第15号様式により行うこととする。

(結核医療機関の指定申請等)

第12条 法第38条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 結核医療機関指定申請書 別記第16号様式

(2) 遡及願 別記第17号様式

(3) 結核指定医療機関変更(変更・廃止)届出書 別記第18号様式

2 保健所長は、前項第1号の申請に基づき結核医療機関を指定したときは、当該医療機関に別記第19号様式の指定書を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館市結核患者の医療等に関する事務取扱要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に、函館市結核患者の医療等に関する事務取扱要綱(平成19年4月1日施行)の規定によりなされた手続きに係る申請書その他の書類は、同日以後において、この要綱の相当規定によりなされた手続きに係る申請書その他の書類とみなす。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。